

新しい商店街づくり総合支援事業費補助金<子育て応援タイプ～個店支援～>  
事業概要及び申請にあたっての留意事項

1 補助対象となる事業

府が実施している「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」に御協力・賛同いただいている商店街の  
会員・組合員が行う子育て支援につながる備品整備等

「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」への協力とは

- ① 商店街から「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」への協力を府宛て回答
- ② WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの普及啓発 への協力  
(ポスターやステッカー付チラシの配付等)



ポスター (A3)

2 補助対象事業者

「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」に御協力・賛同いただいている商店街に  
加盟する店舗及び商店街事務所等 (ただし、中小企業者等に限りません)

3 補助率及び補助限度額

- ① 補助率: 3分の2以内
- ② 限度額: 20万円 (下限 1万円) ※消費税等は対象外

5 補助対象経費

備品購入費、消耗品費、使用料及び賃借料\*1、委託料\*2

\*1: 店舗等賃借料は補助対象外 \*2: 備品整備に付随する委託料のみ対象

【補助対象事業の例】

- ・ 店舗内の段差解消 (簡易スロープの設置)
- ・ おむつ替え用ベビーベッドの整備
- ・ キッズスペースへのジョイントマットの設置等
- ・ ベビーチェアの整備 等

※備品整備後はキッズフレンドリー施設として登録いただき、  
ステッカーを掲示してください。



ステッカー (A4)

キッズフレンドリー施設とは、「きょうと子育て応援パスポート提示で、子育て世帯向けの  
割引」や、「授乳やおむつ替えスペースの提供」など、子育てにやさしい取組を実施いた  
だしている店舗・施設です。 <https://www.pref.kyoto.jp/kosodateouen/>

6 事業期間等

① 募集期間

令和8年4月1日(水)から令和9年1月29日(金)まで (当日消印有効)

※ただし、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

② 補助対象期間

令和8年4月1日(水)から令和9年2月19日(金)まで

## 7 補助金交付申請にあたっての留意事項

- 「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」に御協力・賛同いただいている商店街（令和6年7月1日現在）は、別紙を参照してください。商店街団体等から同プロジェクトへの協力を新たに申し出ていただくことも可能です。
- **交付申請にあたっては、商店街代表者の確認が必要**です。  
申請書に、商店街代表者の自署印又は押印をいただいでください。
- 交付申請時に、**パンフレットの写し等、実施事業の内容が分かる資料を添付**いただくとともに、**見積書等の必要経費の積算が確認できる資料を添付**してください。

### <主な補助対象外経費>

- ・ パソコン・タブレット端末・スマートフォン、デジタル複合機、自動車等車両等の汎用性が高い備品購入費
- ・ 人件費・家賃・電話代・光熱水費等の固定経費
- ・ 店舗の敷地となる土地の取得、賃借、造成又は補償に要する経費
- ・ 仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）
- ・ 不動産購入費、官公署に支払う手数料、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用 など

- 交付申請書の提出後、**別途、申請内容についてヒアリングすることがあります。**  
**また、追加で必要書類の提出をお願いすることがあります。**
- 要件を満たさない申請内容については、補助対象外となる可能性があります。
- 補助金交付決定は、別途、文書により通知しますが、**本補助金は、予算の範囲内で交付するため、希望された金額の全てに応じられない場合があります。**  
なお、補助金の支払いについては、**事業終了後の精算払い**となります
- 実績報告時には、**購入した物品等の領収書（レシート可）の写しを提出**いただき、**購入した物品等の写真を提出**ください。事業期間外に発生した経費は、補助対象外です。  
**※お問合せは「商店街創生センター（電話：075-342-0303）」までお願いします。**

【郵送先】※申請書等は郵送いただくとともに、商店街創生センター宛てにメール（shotengai-c@pref.kyoto.lg.jp）にて送付ください。

- **京都市内・乙訓（向日市・長岡京市・大山崎町）**  
〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター410号室  
京都府中小企業総合支援課（商店街創生センター）
- **山城広域振興局管内（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町  
笠置町・和束町・精華町・南山城村）**  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係
- **南丹広域振興局管内（亀岡市・南丹市・京丹波町）**  
〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 南丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係
- **中丹広域振興局管内（福知山市・舞鶴市・綾部市）**  
〒625-0036 舞鶴市字浜2020 中丹広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係
- **丹後広域振興局管内（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）**  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 丹後広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課商工労働観光係